2017年3月14日

よりよい生活保護行政への転換点に

弁護士 森川 清

1 福祉事務所の転換

・援助のための専門性を高める。~どのような研修を行うか?生活保護制度についての研修ケースワーク(対人援助)についての研修法的支援についての研修

- ~社会的弱者を保護する法制度の利用へのゲートキーパーに
- ・職員がケースワークに注力できる体制を整える 標準数の遵守

職員の負担の軽減 ~自立支援プログラムの活用

・仕事のあり方を変える

利用者の視点に立った保護のしおりや説明、援助が必要である 事後的な不正受給の摘発から、不正受給が起こりにくい援助をめざしていく 「自立」概念の変革と自立支援プログラムの活用 専門機関との連携(法テラスや弁護士会との連携)

・専門的な第三者による定期的な検証やアドバイス

2 市民に理解を求める、生活困窮者の利用を促す

- ・生活困窮者に対し、定期的に生活保護などの制度の利用要件を説明する広報を実施する。
- ・市民一般に対し、定期的に生活保護などの社会福祉に理解を求める広報を実施する。このことが相談を躊躇している生活困窮者のための各種制度の利用を促すことにもつながる。

(参考) 当職が福祉事務所で実施した今年度の研修会

- 4月 債務整理と法テラスの活用
- 5月 不動産賃貸借トラブルの法的解決
- 6月 離婚、DV案件への対応
- 7月 戸籍・住民票関連の事件処理
- 8月 個人情報保護とケース記録のあり方
- 9月 交通事故損害賠償請求
- 10月 裁判例から見た生活保護実務
- 11月 法テラス案件の弁護士の受任から事件解決までの流れ
- 12月 法63条及び法78条の解釈と運用
- 1月 成年後見制度の活用
- 2月 行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法の理解
- 3月 基本から学ぶ遺産相続